仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会

(第5期計画期間 第11回会議)

日時:平成27年1月9日(金)

午後7時00分

場所:市役所本庁舎2階第3委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 報告
 - (1) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について (資料1)
 - (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(補助なし)の募集結果について (資料 2) (参考資料 2-1)
 - (3) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、複合型サービス及び認知症対応型通所 介護の募集結果について(資料3)
 - (4) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料4)
 - (5) 他市町村の事業者の指定について(資料5)
 - (6) 施設の整備状況について (資料 6) (参考資料 6-1)
- 3 議事
 - (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料7)(参考資料7-1~7-3)
 - (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料8)(参考資料8-1)
- 4 その他
- 5 閉 会

資 料

○ 資料 1 認知症対応型共同生活介護事前	前協議事業者の選定結果について
-----------------------	-----------------

○ 資料 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(補助なし)の募集結果について

○ 参考資料 2-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス提供エリア地図

○ 資料 3 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、複合型サービス及び認知症

対応型通所介護の募集結果について

○ 資料 4 地域密着型サービス事業の指定事項変更について

○ 資料 5 他市町村の事業者の指定について

○ 資料 6 施設整備状況一覧表(第 5 期計画期間内)

○ 参考資料 6-1 施設整備状況一覧表(平成 26 年 12 月 1 日現在)

○ 資料 7 地域密着型サービス事業者の指定について

○ 参考資料 7-1~7-3 資料 7 に係る事業概要、事業所位置図

○ 資料8 地域密着型サービス事業者の指定更新について

○ 参考資料 8-1 地域密着型サービス事業所に対する実地指導等の実施状況について

仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会 地域密着型サービス運営委員会 (第5期計画期間 第11回会議) 議事録

日時:平成27年1月9日(金)19:00~

場所:市役所本庁舎2階 第3委員会室

<出席者>

【委員】

阿部淳子委員、板橋純子委員、太田雅夫委員、小笠原サキ子委員長、草刈拓委員、 小坂浩之委員

以上6名、五十音順

(阿部一彦委員、田口美之委員、土井勝幸委員 欠席)

【仙台市職員】

高橋健康福祉局保険高齢部長、米内山高齢企画課長、草苅介護予防推進室長、 宮野介護保険課長、後藤青葉区障害高齢課長、加藤宮城野区障害高齢課長、 小口高齢企画課施設係長、阿部介護保険課管理係長、

高橋介護保険課主幹兼介護保険係長、中野介護保険課指導第一係長、

田村若林区障害高齢課介護保険係長、竹村太白区障害高齢課主幹兼高齢者支援係長、越前泉区障害高齢課高齢者支援係長

く議事要旨>

1. 開会

会議の公開、非公開の確認 議事については非公開 → 異議なし 議事録署名委員については阿部淳子委員を指名 → 阿部淳子委員了承

2. 報告

- (1) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(補助なし)の募集結果について
- (3) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、複合型サービス及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- (4) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について
- (5) 他市町村の事業者の指定について
- (6) 施設の整備状況について

- 委員: 資料1及び資料3について、太白区に設置される事業所が多いように感じられるが、太白区に設置する事業者からの計画が多かったなど、何か理由があるのか。
- 事 務 局:資料1については、圏域を制限せず全ての圏域について募集を行ったが、総合的に審査を行い、結果的に太白区での計画が選定されたものである。資料3については、太白区を含む未整備の圏域に対する募集を行った行ったが、太白区で事業を希望する事業者からの申し出があったというものである。
- 委員: 資料5について、今後も同じように他市町村の事業所を指定するケースが増え てくると考えられるが、仙台市ではその都度個別のケースとして取扱い対応を するのか、それとも他市町村と協議を行いより簡単なシステムを作っていくの か。
- 事 務 局:地域密着型サービスにはその市町村の被保険者が利用するという原則があるので、他市町村のサービスを利用するのはあくまで例外的な措置となっているため、個々のケースについて事情を精査して対応する形で行っている。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について

事務局より説明

- 委員:参考資料7-3について、低所得者の受け入れについても考慮して選定された事業所なのか。
- 事務局:総合的にはなるが、審査の際に低所得者に対する対応についても加点要素として取り扱っている。
- 委員:月額利用料が高額で低所得者が施設を利用できないという話を聞くので、低所 得者に対する対応について審査項目に加えて審査していただきたい。
- 事 務 局:今現在でも評価の一部として審査している状況であるが、さらに検討をしてい きたい。
- 委 員:選定の際の事業計画に記載されている内容が守られているかどうかは実地指導 の際などに指導対象になるのか。
- 事務局:介護保険の基準上定められているものでなければ、法的な是正権限をもって指導することはできない。ただ、事業計画に記載された事項を守らないということであれば、法的な是正権限はないが指導、確認することは可能である。
- 委員長:他に質問がなければ、この資料にある事業者を指定してよいか。 (異議等なし)

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について

事務局より説明

委 員:参考資料8-1について、「基本報酬算定誤り」とあるが、これは多く取っていた のか、それとも少なく取っていたのか、どのような内容か。

事務局:利用者に対して過大請求していたものである。

委員:「勤務状況記録の不備」とあるが、どのような内容か。

事 務 局:1つは、非常勤の計画作成担当者の勤務時間が明確にされていなかったもので ある。もう1つは勤務時間を変更したものが、勤務実績に反映されていなかっ たものである。

委員:同一の事業所において、同じ指導をされているように見受けられるが、同じことを指導されているのか、それとも違う内容なのか。

事務局:例えば「運営規定の不備」であれば、1回目は利用料の記載を間違えていたことに対する指導、2回目は職員配置について基準を下回った職員数を記載していたことに対する指導となっており、異なる内容である。「重要事項説明書の不備」もそれぞれ異なる内容である。

委員長:質問がなければ、この資料にある事業者の指定の更新をしてよいか。 (異議等なし)

4. その他

委員長:委員から質問や意見はあるか。

委員:参考資料6-1について、若林区の定員数や施設数が少なく見受けられるが何か 理由があるのか。

事務局:まず中学校区が他の区に比べて少ないというのが1つ考えられる。また、特別養護老人ホームのように、整備対象地域を限定していないものについては募集のタイミングで適した用地が少なかった可能性がある。ただ、現在若林区でも区画整理などが進んでいるところがあるので、今後はそのような地域で整備が進んでいく可能性も考えられる。

委員:日常生活圏域を設定して整備を進めているが、その地域に住む高齢者数と施設数というのはうまくマッチングしているのか。

事務局:事業計画を募集する際に、例えば高齢化率の高い地域を優先的に募集するというような手法を現時点で取っているわけではないので、必ずしも高齢化率の高い地域に施設建設を誘導できているわけではないと考えられる。また、例えば広域型の特別養護老人ホームなどは、その地域に住んでいる人のみが入居するというものでもないので、市内全域で整備が進んでいくことで入所が進んでいくものと考えている。

委員:2015年の介護報酬改定の影響で、仙台市における地域密着型サービスの運営に関する方針の変更などがあるのか。

事務局:今回の介護報酬改定を受けて、今現在の仙台市の計画、方針等を大きく修正しなければいけないという事態はないものと考えている。

委員長:最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明